令和2年第9回大山町教育委員会

招集年月日 令和2年6月29日(月) 午前9時30分

招集場所 名和公民館 第1会議室

出席委員

1番	向陽寛孝	2番	池嶋順子	3番	兠 山洋美
4番	湊谷紀子				

その他の出席者

日 程

- 1. 開会宣言(午前 時 分)
- 2. 議事日程の報告

日程第 1 会議時間の決定

自 午前 時 分 至 午前 時 分

日程第 2 教育長報告並びに連絡事項

日程第 3 議案第 1 号 令和2年度準要保護児童生徒に対する給食費支給 の特例について

日程第 4 議案第 2 号 大山町体育協会補助金交付要綱の一部を改正する 要綱について

日程第 5 議案第 3 号 令和2年度準要保護児童生徒の認定の取り消しに ついて

日程第 6 議案第 4 号 区域外就学について

- 3. その他
- 4. 次回の開催日程 令和2年7月 日() 午 時 分
- 5. 閉会宣言(午前 時 分)

報 告 事 項

月		日	曜日	件名
5 J	1 2	6 日	火	スポーツ少年団役員会
	2	7 日	水	大山青年の家給食会、大山中地区進出学習会開講式
	2	8 目	木	名和小5年生大山寺周辺の自然観察講師、嘉手納町交流延期保護者説明会
	2	9 目	金	臨時議会、名和小学校運動会
6 J	1	1 目	月	ふるさと教材改編業務審査会、新規採用保育士研修
		2 目	火	名和中学校 学校訪問
		3 目	水	六長合同会議、GIGAスクール説明会
		4 日	木	中山中学校 学校訪問
		5 日	金	議会開会
		8 日	月	大山小3年ホタル学習
		9 日	火	名和小学校 学校訪問
	1	2 日	金	管理職会
	1	5 目	月	町議会一般質問
	1	6 日	火	町議会一般質問
	1	7 日	水	体育協会理事会
	1	8 目	木	大山カレッジ入学式
	1	9 日	金	議会閉会
	2	2 日	月	中山小学校 学校訪問、町主催初任者研修(大山寺周辺)
	2	3 目	火	大山青年の家給食会
	2	4 日	水	大山小学校 学校訪問
	2	5 目	木	鳥取県町村教育長会総会及び研修会
	2	9 目	月	定例教育委員会

今後の予定

30	日火	夕陽の丘神田・大山町社会体育施設事業報告会	
7月1	日水	大山きゃらぼく保育園職員研修会	
2	日木	六長合同会議	
3	日 金	大山西小学校 学校訪問	

議案第 1 号

令和2年度準要保護児童生徒に対する給食費支給の特例について

大山町就学援助費給付要領 第11条に基づき、次のように定める。

令和2年6月29日

大山町教育委員会教育長 鷲 見 寛 幸

令和2年度準要保護児童生徒に対し、認定期間中に新型コロナウイルス感染症対策による臨時休業で学校給食が実施されなかった場合、その日数分の給食費相当額を支給する。 この特例は、令和2年4月1日から適用する。

議案第 2 号

大山町体育協会補助金交付要綱の一部を改正する要綱について

大山町体育協会補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように制定する。

令和2年6月29日

大山町教育委員会教育長 鷲見寛幸

大山町体育協会補助金交付要綱の一部を改正する。

大山町体育協会補助金交付要綱の一部を次のように改正する。 題名を次のとおり改める。

大山町スポーツ協会補助金交付要綱

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する次の表の 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改 正部分を当該改正後部分に改める。

改正後改正前大山町スポーツ協会補助金交付要綱 (目的)大山町体育協会補助金交付要綱 (目的)第1条 大山町民のスポーツ並びにレクリ第1条 大山町民のスポーツ並びに

第1条 大山町民のスポーツ並びにレクリエーション活動の普及と振興を図り、町民の体力の向上と心身の健康な発達、スポーツを通じた町民相互の親睦を図るため、大山町スポーツ協会補助金(以下「補助金」という。) を交付するものとし、その交付について、大山町補助金等交付規則(平成17年大山町規則第46号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第1条 大山町民のスポーツ並びにレクリエーション活動の普及と振興を図り、町民の体力の向上と心身の健康な発達、スポーツを通じた町民相互の親睦を図るため、大山町体育協会補助金(以下「補助金」という。) を交付するものとし、その交付について、大山町補助金等交付規則(平成17年大山町規則第46号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業)

- 第2条 対象となる事業は、次に定める事業とする。
 - (1) スポーツ大会及び講習会、その他各種スポーツ行事の実施
 - (2) 郡(県)民スポーツ大会への派遣事業
 - (3) スポーツ協会の運営事業
 - (4) スポーツ協会所属の各部活動の助成事業
 - (5) その他、前条の目的を達成するために 必要な事業

(対象事業)

- 第2条 対象となる事業は、次に定める事業とする。
 - (1) スポーツ大会及び講習会、その他各種体育行事の実施
 - (2) 郡(県)民体育大会への派遣事業
 - (3) 体育協会の運営事業
 - (4) 体育協会所属の各部活動の助成事業
 - (5)その他、前条の目的を達成するために必要な事業

附則

この要綱は令和2年7月1日から施行する。

令和2年度 準要保護児童生徒の認定の取り消しについて

令和2年度 準要保護児童生徒認定を次のとおり取り消すものとする。

令和2年 6月29日

大山町教育委員会教育長 鷲 見 寛 幸

1. 令和2年度 準要保護児童生徒認定取り消し候補者

(令和元年所得により算定した結果、基準を超えるもの)

認定取り消し候補者数 1人(詳細別紙) 認定取り消し児童生徒数 人

議案第 4 号

区域外就学について

下記のとおり区域外就学の申立てがあり、学校教育法施行令第9条の規定により 区域外就学を許可するものとする。

令和2年6月29日

大山町教育委員会教育長 鷲見 寛幸

記

1. 区域外就学の申立て 1 件(詳細別紙) 認定件数 件